

社会福祉法人 おおぞら作新会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおぞら作新会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、発生する交通費及び日当の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人の定款第8条及び第21条に定めるとおり、役員及び評議員は無報酬とする。

(交通費・日当)

第4条 理事会・評議員会及び監事会への出席、法人業務に携わった時の交通費・日当は、別表1にて支払う。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表 1

会議等の出席	半日で	2,000円
会議等の交通費	1回	3,000円